

議員提出議案第 3号

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能
維持と支援体制の強化を求める意見書について

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能維持と支援
体制の強化を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年9月18日

高槻市議会議員 きよた 純 子
鈴木りゅういち
西 村 ゆ み
五十嵐 秀 城
中 村 明 子
遠 矢 家永子
田 村 のり子
高 木 りゅうた
川 口 洋 一
北 岡 隆 浩
中 村 れい子

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能維持 と支援体制の強化を求める意見書

内閣府が2024年3月に公表した「男女における暴力に関する調査」によると、不同意性交等の被害経験のある女性は8.1%、男性は0.7%で、被害を受けた人の55.7%はどこにも相談していないと回答している。深刻な被害を誰にも打ち明けることなく、一人で抱え込んでいる人が大半を占めているのが現状である。被害者を早期に支援につなぐことは、その後の被害回復、生活再建に極めて重要である。

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」は、性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することで、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的としたものであり各都道府県に置かれている。センターへの相談件数は伸び続けており、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の2023年度の相談件数は、69,100件で前年度から9.5%増加した。性犯罪・性暴力の被害者支援の重要性が高まる中、ワンストップ支援センターの体制の充実や地域における関係機関の連携強化を推進していく必要がある。

したがって、以下の3項目について緊急に要請する。

記

- 1 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの機能を維持するための対策を、大阪府の責任において引き続き行うこと。
- 2 現存するワンストップ支援センターへの支援を強化するとともに、府内全域を網羅するための複数の拠点を設置すること。
- 3 提携病院や協力病院の確保と支援を強化し、府内全域のネットワーク体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月18日

高槻市議会